［３］　大阪航空局長から「航空局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年６月28日付　空経第386号）に基づく指名停止を受けいている期間中でないこと。

［４］　労働者派遣法（第３章第４節の規定を除く。）の規定又はこれらの規定に基づく命令に違反した日若しくは処分（指導を含む）を受けた日から５年を経過しない者でないこと。（これらの規定に違反して是正指導を受けた者のうち、入札参加関係書類提出時までに是正を完了している者を除く。）

［５］　労働保険・厚生年金保険・全国健康保険協会管掌健康保険又は船員保険の未適用及びこれらに係る保険料の未納がないこと。（入札参加関係書類提出時において、直近２年間の保険料の未納がないこと。）

［６］　参加意思確認書を提出しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

(a)　資本関係以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社または子会社の一方が更生会社または更生手続が存続中の会社である場合は除く。

(ｱ)　親会社と子会社の関係にある場合

(ｲ)　親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

(b)　人的関係　以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし(ｲ)については、会社の一方が更生会社又は更生手続きが存続中の会社である場合は除く。

(ｱ)　一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(ｲ)　一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

［７］　サービス体制　日本国内における連絡先を明示できること。

［８］　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(2)　運用支援に必要となる技術等に関する要件

［１］　運用支援をするために必要な、当該装置の製造者が保有する知的財産権及び技術情報の利用について許諾を受けることができること。詳細は入札説明書による。

(3)　業務執行体制に関する要件

［１］　契約から完了までの工程及び工程管理体制を明示できること。

［２］　実施体制（人員構成、責任者及びその資格、品質管理体制）を明示できること。

５．手続

(1)　担当部局

〒540―8559 大阪府大阪市中央区大手前４丁目１番76号　大阪合同庁舎第４号館　国土交通省大阪航空局総務部経理課契約係（ＴＥＬ）06―6949―6206　（ＦＡＸ）06―6949―6220

(2)　説明書の交付期間、場所及び方法

平成29年２月16日から平成29年２月27日まで　(1)に同じ。

(3)　参加意思確認書の提出期限、場所及び方法

平成29年２月28日午後５時まで　(1)に同じ。　持参、郵送（書留郵便に限る。）すること。

６．その他

(1)　手続きにおいて使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨に限る。

(2)　関連情報を入手するための照会窓口　5(1)に同じ。

(3)　平成28・29・30年度国土交通省（全省庁統一資格）における「役務の提供等」に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない場合も5(3)により参加意思確認書を提出することができるが、一般競争入札に移行した後、入札参加を希望する場合には開札時までに公告等級に適合した資格等級の格付けがなされていなければならない。

(4)　詳細は説明書による。

７．Summary

(1)　Subject matter of contract: Contract of maintenance for Flight Data Management System and others 2 Systems

(2)　Time-limit to express interests: 5:00 P.M February 28, 2017

(3)　Contact point of documentation to the proposal: Planning Department, Contract Section, Accounting Division General affairs Department, West Japan Civil Aviation Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism, 4―1―76 Otemae Chuo-ku Osaka-city Osaka 540―8559 Japan. TEL 06―6949―6206

(4)　Name of administrator in charge of the contract and Division which he or she belongs: YOSHIYUKI HOSHIYAMA Director-General of the West Japan Civil Aviation Bureau, Ministry of Land, Infrastructure and Transport.

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２９年（フ）第１８号

仙台市青葉区旭ケ丘４丁目23番７号

債務者　大野澤　潔

１　決定年月日時　平成29年２月２日午後５時

２　主文　債務者について破産手続を開始する。

３　破産管財人　弁護士　堀井実千生

４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年５月18日午前11時15分

５　免責意見申述期間　平成29年４月３日まで

仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第８２１号

広島市安佐南区山本３丁目14番15―102号Ｂ棟

債務者　樋口　　実

１　決定年月日時　平成29年２月２日午後５時

２　主文　債務者について破産手続を開始する。

３　破産管財人　弁護士　山本　英雄

４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年４月14日午後１時30分

５　免責意見申述期間　平成29年４月３日まで

広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第２５６号

福岡県小郡市津古567番地４　佐々木コーポ203号、前住所福岡県小郡市三沢3963番地１　コンフォールメゾン301号

債務者　黒木　英一

１　決定年月日時　平成29年２月３日午前10時

２　主文　債務者について破産手続を開始する。

３　破産管財人　弁護士　由良　清香

４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年４月13日午前10時30分

５　免責意見申述期間　平成29年４月３日まで

福岡地方裁判所久留米支部

平成２８年（フ）第２６２号

愛媛県松山市河野中須賀336番地　中須賀団地７棟46号

債務者　小坂みなみ

１　決定年月日時　平成29年２月３日午前11時

２　主文　債務者について破産手続を開始する。

３　破産管財人　弁護士　高橋　佳子

４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年４月13日午後３時

５　免責意見申述期間　平成29年４月４日まで

松山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２５３号

福岡県久留米市国分町1197番地15　アビテ302号、前住所福岡県筑後市大字山ノ井610番地23

債務者　小宮里衣子

１　決定年月日時　平成29年２月３日午後４時

２　主文　債務者について破産手続を開始する。

３　破産管財人　弁護士　堺　　紀文

４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年４月24日午後１時30分

５　免責意見申述期間　平成29年４月４日まで

福岡地方裁判所久留米支部

平成２８年（フ）第９４５号

神戸市中央区港島中町３丁目１番地の２　神戸ポートビレジ３号棟306号

債務者　木原　義仁

１　決定年月日時　平成29年２月１日午後５時

２　主文　債務者について破産手続を開始する。

３　破産管財人　弁護士　鈴木　　亮

４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年４月19日午前10時15分

５　免責意見申述期間　平成29年４月５日まで

神戸地方裁判所第３民事部